

# 九州学生バドミントン連盟規約

## 第1章 名称、組織および本部

第1条 本連盟は、九州学生バドミントン連盟と称する。(Kyushu Intercollege Badminton Federation)

第2条 本連盟は、九州地区(福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県)に所在する大学、短期大学および高等専門学校(以下、大学と称する)のバドミントン部を以て組織する。

第3条 本連盟は、全日本学生バドミントン連盟、(公財)日本バドミントン協会に加盟する。

## 第2章 目的

第4条 本連盟は、九州地区における学生バドミントン競技を総括代表し、その活動を通じて学生バドミントンの普及と競技力向上に努め、フェアプレイの精神を養い、学生相互の交流と親睦を図り、九州地区の学生のバドミントン競技を発展させる事を目的とする。

## 第3章 役員を選出および任務

第5条 本部には、次の役員を置く。(学識経験者を若干名置くことができる)

- |    |      |              |
|----|------|--------------|
| 1. | 会 長  | 1 名          |
| 2. | 副会長  | 若干名          |
| 3. | 委員長  | 1 名          |
| 4. | 副委員長 | 2 名以内        |
| 5. | 常任委員 | 若干名          |
| 6. | 委 員  | 若干名          |
| 7. | 会 計  | 2 名(副会計 1 名) |
| 8. | 監 査  | 若干名          |
| 9. | 広 報  | 若干名          |

- 第6条 会長は、常任委員会において推薦し、本連盟を代表して会務を統括する。会長の任期は1期2年とし、再選を防げないものとする。
- 第7条 副会長は、常任委員会の推薦により会長が委嘱する。副会長は会長の職務を補佐し、会長に事故ある時は、会務を代行する。副会長の任期は、会長の任期に準ずる。
- 第8条 委員長は、会長が推薦し、常任委員会の承認を得て選任し、本連盟の常務を統括する。
- 第9条 副委員長は、委員長が推薦し、常任委員会の承認を得て選任し、委員長の職務を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代行する。
- 第10条 副委員長に事故ある時は、当該者所属大学選出の常任委員が、常任委員会の承認を得てその職務を代行することができる。
- 第11条 全日本学生バドミントン連盟の代議委員の選出は、常任委員会がこれを行う。
- 第12条 会長、副会長を除く役員の任期は、1年とする。但し重任および拘再選を妨げない。
- また、後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行うものとする。
- 第13条 本連盟は、必要に応じて、常任委員会の議を経て、名誉会長、顧問および参与等の役員を置くことができる。これらの役員は、常任委員会および総会に出席し意見を述べるることができる。但し、議決権はないものとする。

#### 第4章 会 議

- 第14条 本連盟には、常任委員会を置く。
- 第15条 常任委員会は、会長、副会長、委員長、副委員長、会計、その他の常任委員および委員を以って構成し、次の事項を審議し決定する。
1. 事業総括並びに収支決算
  2. 事業計画並びに予算編成
  3. 役員の承認
  4. 規約の改正
  5. その他本連盟に関する重要事項

第16条 常任委員会は、本連盟の最高議決機関であり、会長・副会長・委員長・副委員長・会計およびその他の常任委員を以って構成し、本連盟の常務を掌握して事業運営の任にあたる

常任委員会は構成委員の過半数を以て成立し、議決は出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

第17条 常任委員会では、議事録を作成し、議長および出席者の代表1名が署名・捺名印の上、保管する。

第18条 本連盟は、第5条の目的を達成する為、次の事業を行う。

1. 九州学生バドミントンリーグ戦大会
2. 九州学生バドミントン選手権大会
3. 中国・四国-九州学生バドミントン選手権大会(2年に1度)
4. 西日本学生バドミントン選手権大会(2年に1度)
5. その他本連盟の目的達成に必要な事業

## 第6章 登 録

第19条 本連盟に加入できる団体は、文部科学省令に定める大学において公認されたバドミントン競技団体(部)とする。

第20条 各大学は、年度当初に本部の定める用紙にて大学名簿を作成し、本部に提出しなければならない。名簿には、大学名およびその所在地、部長、監督およびコーチ名、登録学生の住所・氏名・性別・年齢・学年・入学年度・委員氏名、書類送付先等が記入されていなければならない。

第21条 登録単位は、第23条が規定する大学の独立した部活動を1単位とする。

第22条 前条の登録単位は、同一大学に男子部と女子部がある場合は、別個の登録単位とする。

第23条 登録後に変動がある場合、当該大学は、遅滞なく本部に届け出ねばならない。

第24条 本連盟への登録年数は、4年間(短大は2年間、医学部・歯学部は6年間)とする。

但し、一旦大学を中退し同一大学に再入学、又は他大学に編入した場合は、当該登録学生を調査し、常任委員会でこれを決定する。

第25条 本連盟の主催する大会は日本国で出成し引き続き国内に居住している登録学生が出場できるものとする。

但し、外国人留学については別途定める。

第26条 次の各項に該当する登録学生は、本連盟主催の大会には出場することができない。

1. 一旦大学を卒業した者。但し、短大より大学へ編入する者に限り卒業として取り扱わない。(残り年数は2年とする)。
2. 理由の如何を問わず停学謹慎中の者および休学中の者。
3. 聴講生・研究生・通信課程生・専攻課程生・大学院生

## 第5章 経費および会計

第31条 本連盟の経費は、登録費(団体・個人)およびその他の正当な収入によって支弁する。但し、登録費は別途定める。

第32条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第8章 罰 則

第33条 本連盟の規定する事項に反した場合は、本連盟および該当県学連に対する一切の権利を失う。罰則を適応される期間も登録年数のなかに含まれるものとする。

第34条 学主としての本分に反したる者は、常任委員会において処罰するものとする。

## 第9章 規約の改正

第35条 本規約の改正は、常任委員会で審議し、総会においてこれを承認する。

## 第10章 付 則

第36条 1. この規約は、1951(昭和26)年4月12日より実施する。

2. この規約の一部改正は、1998(平成 10)年 2 月 21 日より実施する。
3. この規約の一部改正は、2003(平成 15)年 8 月 20 日より実施する。
4. この規約の一部改正は、2010(平成 22)年 2 月 7 日より実施する。
5. この規約の一部改正は、2015(平成 27)年 7 月 1 日より実施する。
6. この規約の一部改正は、2020(令和 02)年 11 月 5 日より実施する。